

第2節 子どもの貧困対策の推進

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）の目的（第1条）に示されているとおり、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるよう、」子どもの貧困の解消に向けた取り組みは総合的に進めていかなければなりません。

本市においては、「貧困の連鎖の根絶」を目標に掲げ、貧困家庭で育つ子どもが将来に希望や夢を持って自らの人生を切り拓き、貧困の連鎖に陥ることなく社会に巣立っていけるよう、教育委員会や学校等が各種機関と連携し、乳幼児期から小中学校、高校卒業の時期に至るまで、切れ目なくそれぞれの子どもの状況を把握し、サポートし続ける取り組みを進めます。

また、法律に基づき示された「子供の貧困対策に関する大綱」や「大阪府子どもの貧困対策計画」等に基づき、「貧困の連鎖の根絶」をめざした「総合的な支援」を進めていきます。具体的には、法律の基本理念（第2条）にある「教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援」等の各項目について、本市の実情に応じた施策を展開しながら、子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

第1項 総合的な支援（推進体制の整備、検証及び調査研究）

本市では、貧困の連鎖を断ち切ることを目標に、平成28年度（2016年度）に子ども成長見守りシステムを構築しました。このシステムにより生活困窮や養育力不足等の家庭とその子どもの状況が把握でき、支援が必要な場合には、学校等や関係機関と連携して早期に適切な支援へとつなぐしくみが整いました。また、子どもの成長に応じ、支援策を切れ目なくつなげるなど、システムでの見守りにより、継続的な視点で支援体制を整えることも可能となりました。さらに、システムデータの蓄積により、支援事業の効果検証の分析も行うことができるようになり、今後はより効果の高い支援手法を探るなど、支援施策や支援体制の充実に努めていきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
子ども成長見守りシステムの運用	子ども未来創造局子ども成長見守り室	子ども成長見守りシステムを活用し、支援の必要な子どもを早期に発見し、関係機関による支援へつなぎ、サポートし続ける体制をつくっていきます。

事業名	主管	事業内容
貧困の連鎖の根絶に向けた支援施策の検討	子ども未来創造局子ども成長見守り室	子どもの貧困の連鎖の根絶に向けた支援施策について、活用できる既存事業の整理を行うとともに、新規施策を含めて、支援施策の拡充を検討します。 学習支援事業等の既存事業や新規のトライアル事業の効果検証を実施し、整理するとともに、より効果の高い支援手法を探っていきます。
貧困の連鎖の根絶に向けた分析等を実施	子ども未来創造局子ども成長見守り室	効果的な支援策を実施するため、子ども成長見守りシステムによるモニタリングを継続しながら、支援事業の効果検証や新規支援事業の検討も行い、支援体制を整えていきます。

第2項 各項目ごとの取り組み

法律の基本理念（第2条）にある「教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援」の各項目における本市の主な取り組みは次に記載のとおりですが、関連する各施策については、35ページから104ページまでの第4章「施策の展開」の第1節「施策の基本方向と主な取り組み」をご参照ください。

（1）教育の支援

すべての子どもたちが家庭環境や経済状況に左右されることなく、一人ひとりの能力や可能性を伸ばし、希望や夢を持って自らの未来を切り開いていけるよう、教育の支援に取り組めます。

子ども成長見守りシステムを活用し、学校等と連携し、生活困窮世帯の子ども一人ひとりの学習状況等を把握し、分析しながら、それぞれの抱える課題や実情に応じたきめ細かな指導や継続的な支援を図っていきます。

また、家庭での学習が困難な子どもたちに対しては、学力保障・学習支援事業に加え、新放課後モデル事業等を活用し、放課後の学習支援施策の充実させるなど、更に学習意欲の向上や学習習慣の定着を図るための取り組みをすすめていきます。

《主な取り組み》

- 就学援助 38 ページ
- 奨学資金（貸与・給付） 38 ページ
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 39 ページ
- 保育所・幼稚園・小学校での口腔衛生 40 ページ
- 小中学校9年間を通じた食育 40 ページ
- 新放課後モデル事業 86・95 ページ

- 青少年弁論大会の開催 91 ページ
- 少人数指導の実施 94 ページ
- スクールソーシャルワーカーの配置 95 ページ
- 学力保障・学習支援 95 ページ
- 進路指導・追指導・キャリア教育の充実 95・100 ページ
- 学習・進路相談の実施 95・100 ページ
- 塾代助成モデル事業 95 ページ
- 地域の人々から考え方や生き方を学ぶ授業の実施 96 ページ
- 地域に出かけて学ぶ機会の充実 96 ページ
- 全ての子どもの自立、自己実現や豊かな人間関係づくりを育む教育内容の充実 98 ページ

(2) 生活の安定に資するための支援

《保護者への支援》

生活困窮や養育力不足の家庭は、その影響による不利を背負うだけでなく、社会的に孤立し、必要な支援につながっていない場合も多いことが指摘されています。

本市においては、子ども成長見守りシステムで施策利用状況も確認し、支援が利用できるにもかかわらず、その支援が届いていないと考えられる場合には、学校等や関係機関からの情報も得ながら、連携して適切な支援へとつないでいきます。具体的には、支援制度を知らない、手続きがわからない保護者へのサポートや、積極的に利用したがない保護者に対しても関係機関が連携して、時間をかけて信頼関係を構築するようアプローチし、支援施策につなぐなど、今後も関係機関が連携して支援していく体制を強化して取り組んでいきます。

《主な取り組み》

- 親支援プログラム 36 ページ
- 子育てに関する講座の開催 36 ページ
- 新生児・産婦訪問/こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） 36 ページ
- 産後ケア事業の実施 36 ページ
- 子育てに関する相談窓口の充実 36 ページ
- 子育て支援の場の整備 36 ページ
- 子育てサロンの開催を支援 36・45 ページ
- 地域に飛び出す子育て支援センター 37 ページ
- 保育所・幼稚園・認定こども園を活用した子育て支援 37 ページ
- 市営住宅入居 38 ページ
- 母子生活支援施設入所事業 38 ページ
- ファミリー・サポート・センター事業 38 ページ
- 妊婦を対象とした健康相談・健康教室 40 ページ

- 乳幼児健診・健康相談 40 ページ
- 相談体制の充実 44 ページ
- ひとり親家庭相談 45 ページ
- ひとり親無料法律相談 45 ページ
- 放課後健全育成事業の育成支援の内容について、利用者等への周知を推進するための方策 88 ページ
- 乳児期や児童を対象とした本の紹介冊子等の配布・読み聞かせ 92 ページ
- スクールソーシャルワーカーの配置（再掲） 95 ページ
- スクールカウンセラーの配置 97 ページ
- 子育てや家庭の大切さについての教育 99 ページ

《子どもへの支援》

平成28年度（2016年度）に実施した「箕面市子どもの貧困実態調査」の分析において、生活困窮世帯の子どもとそれ以外の子どもを比較したところ、生活習慣や学習習慣が定着していない子どもが多いことが明らかでした。

本市においては、放課後等に、子どもの学習習慣や生活習慣の定着をめざす事業を進めていくとともに、体験機会の提供などを行い、自己肯定感や自己有用感を育み、子どもの自主性や感性を育むことができる子どもの居場所づくりの取り組みを進めていきます。

《主な取り組み》

- 放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の実施 71・86 ページ
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の一体的な又は連携した実施 71 ページ
- 子どもの居場所事業 85 ページ
- フリースペースの確保 85 ページ
- 施設の一室を長期休業期間等に子どもの居場所として開放 85 ページ
- 新放課後モデル事業 86・95 ページ
- 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策 87 ページ
- 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 87 ページ
- 自然体験プログラムの提供 89 ページ
- 青少年教学の森野外活動センターの充実 89 ページ
- 芸術鑑賞の機会を提供する事業の実施 89 ページ
- 青少年文化祭の開催 90 ページ
- ジュニアスポーツ教室の開催 90 ページ
- 子どもが社会体験できる場や機会の提供 90 ページ
- 乳幼児をもつ保護者の図書館利用の促進 92 ページ
- 学校と学校図書館における読書活動の推進 92 ページ

- 箕面・世界子どもの本アカデミー賞選定事業 92 ページ
- スクールソーシャルワーカーの配置（再掲） 95 ページ
- スクールカウンセラーの配置（再掲） 97 ページ
- 不登校の児童・生徒の支援 98 ページ
- 子どもの思春期相談 99 ページ
- 性に関する正しい知識の教育 99 ページ
- 相談業務の量的・質的な充実 101 ページ
- 教育相談・学校訪問の実施・スクールカウンセラーによる相談 101 ページ

（3）経済的支援

子どもの貧困は家庭の貧困であり、経済的困窮は子どもの貧困問題の根幹にある課題と言えます。貧困の連鎖を断ち切るためにも、個々の世帯の状況に応じ、生活基盤の安定を図るため、各種の支援制度や自己負担の軽減制度などの経済的支援に取り組みます。また、生活困窮者自立支援事業の生活相談窓口等とも連携しながら経済的支援を必要とする世帯に確実に各種支援制度を届けるよう取り組んでいきます。

《主な取り組み》

- 子どもの医療費の公費助成 38 ページ
- 就学援助（再掲） 38 ページ
- 奨学資金（貸与・給付）（再掲） 38 ページ
- 児童扶養手当給付事業 38 ページ
- ひとり親家庭医療費助成事業 38 ページ
- 保育所、認定こども園等の保育料の無償化等 38 ページ
- 学童保育料の減免 39 ページ
- JR 通勤定期券割引 39 ページ
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（再掲） 39 ページ
- 自立支援教育訓練給付金事業 84 ページ
- 高等職業訓練促進給付金事業 84 ページ
- 塾代助成モデル事業（再掲） 95 ページ

（4）就労の支援

就労の支援は、特に支援を要する保護者に対して個々のニーズや状況を踏まえ、きめ細かく就労相談や就労支援を実施していくよう努める必要があります。事業の実施にあたっては、ハローワークと密に連携し、継続的な相談・支援に努めます。

ひとり親の場合は就労に必要な技能や知識を習得することができるよう支援事業や資格取得の期間における生活費の負担軽減を図る支援事業などの活用も提案しながら、自立に向けた支援に取り組みます。

《主な取り組み》

- 就労に関する相談、助言、指導 83 ページ
- 求人情報の提供 83 ページ
- 就職支援講座等の実施 83 ページ
- 自立支援プログラム策定事業 84 ページ
- 保育所等の優先入所 84 ページ
- 学童保育事業 84 ページ
- 自立支援教育訓練給付金事業（再掲） 84 ページ
- 高等職業訓練促進給付金事業（再掲） 84 ページ
- ひとり親家庭等の親の雇用についての働きかけ 84 ページ
- ハローワークとの連携 100 ページ
- 能力開発講座の実施 100 ページ